

## 生活保護法の費用返還・徴収請求権と破産法

破産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間での利害調整を図るものであるところ、破産者に対する債権が破産法上どのように扱われるかは、当該債権の実体法上の地位によって決まる。したがって、生活保護法に基づく費用返還請求権等についても同様である。

同請求権が、受給者間での平等などを実現するために否認や免責の場面を含め他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などとすることを検討することが考えられる。国税徴収法の例による請求権などであれば、破産手続上は、租税等の請求権（破産法第97条第4号）に該当し、財団債権（同法第148条第1項第3号）又は優先的破産債権（同法第98条第1項）と位置付けられ、否認の例外とされ（同法第163条第3項）、さらに、免責手続において非免責債権（同法第253条第1項第1号）とされる。このような取扱いとなっている例として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等がある。

生活保護法に基づく費用返還請求権の実体法上の位置づけを所管省庁である厚生労働省が検討する場合には、協力をしていきたい。

### （参考条文）

#### ○ 破産法

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条 （略）

一～三 （略）

四 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）であって、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

五～十二 （略）

（優先的破産債権）

第九十八条 破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。）は、他の破産債権に優先する。

2・3 （略）

（財団債権となる請求権）

第四百八条 次に掲げる請求権は、財団債権とする。

一・二 (略)

三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの

四～八 (略)

2～4 (略)

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第百六十二条 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

(手形債務支払の場合等の例外)

第百六十三条 (略)

2 (略)

3 前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

(免責許可の決定の効力等)

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）

二～七 (略)

2～4 (略)

## ○ 生活保護法

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2・3 (略)

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。【平成 25 年改正】

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。